

## 首里城再建支援に寄付金のご協力を頂いた皆様へ（お知らせ）

いつも大変お世話になっております。

この度は首里城再建支援に際し、多大なるご寄付を賜り誠にありがとうございます。

お預かりした寄付金(計 124 万円)につきましては、本年 1 月 31 日に本会を代表し、会長及び役員から沖縄県へ贈呈したところであります。

さて、今般、口座振込で寄付して頂いた支援金については、下記の申告手続きにより、所得税法、法人税法等の税法上の取り扱いにより、寄附金控除や損金算入の対象となりますので、ご留意頂き手続方宜しくお願い致します。

### 記

#### 1 申告手続きについて

寄付して頂いた支援金について、税法上の寄附金控除や損金算入とする場合には、以下の必要書類を用意頂き、申告手続きをお願い致します。

<申告手続きに必要な書類>

- ① 金融機関振込時の利用明細書
- ② 支援金専用の口座へ振込であることが確認できる書類（募集要綱等）

※ 「募集要綱」は本協会ホームページ（新着情報 3/13）に掲載しています。

以上

(一社)沖縄県建築士事務所協会